

新宿区の行政評価について

1 行政評価について

(1) 新宿区の行政評価制度

①制度の目的

新宿区では、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的として、行政評価を実施しています。

また、この行政評価を実施することで、具体的には、次の四つの事項を達成することを目指しています。

(1) 行政評価を活用した意思決定サイクルの確立

区政運営の意思決定サイクル（PDCA（※）サイクル）の下に、行政評価制度を組み込み、常に評価結果を施策と事業の見直しに反映していきます。

(2) 公共サービスのあり方の見直し・効率的な区政運営の実現

成果に対する評価を通じて、行政としての関与の妥当性を検証し、これからの公共サービスのあり方を見直すとともに、費用対効果に優れた効率的な区政運営を実現します。

(3) 説明責任の確保・透明性の向上

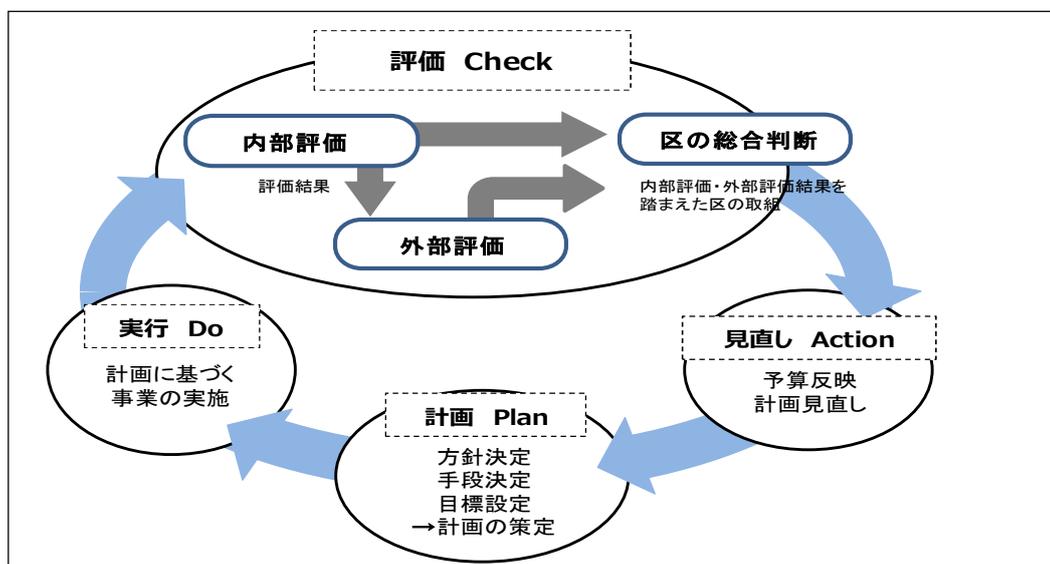
誰の目にも分かりやすい評価制度とし、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性を向上させます。

(4) 職員の意識改革と政策形成能力の向上

評価の過程を通じて、職員の意識改革と組織としての経営意識を涵養し、職員の意識改革と政策形成能力の向上を図ります。

※PDCA：Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（見直し）

図1：区政運営の意思決定サイクルと行政評価の流れ



(2) 制度導入からの主な経過

(冊子：令和2年度内部評価実施結果報告書 4～6頁 参照)

- ・平成11年度：事務事業評価の試行
- ・平成12年度：施策評価、事業評価の試行
- ・平成13年度：施策評価、事業評価を実施
- ・平成19年度：新宿区外部評価委員会を設置
- ・平成21年度：総合計画の「個別目標」、新宿区第一次実行計画の「計画事業」、
「補助事業」の評価を実施
- ・平成22年度：「個別目標」、「計画事業」、「補助事業」の評価を実施
外部評価委員会は、「経常事業の評価手法について」区長より諮問
を受けて、答申した。
- ・平成23年度：「計画事業」の評価を実施
「経常事業」の評価を試行として実施
- ・平成24年度：「計画事業」、「経常事業」の評価を実施
- ・平成25年度：第二次実行計画の「計画事業」、「経常事業」の評価を実施。
- ・平成26年度：「計画事業」、「経常事業」の評価を実施
- ・平成27年度：「計画事業」、「経常事業」の評価を実施
- ・平成28年度：「計画事業」の評価を実施
外部評価委員会は、「行政評価の手法等の検証について」区長より
諮問を受ける。
- ・平成29年度：第三次実行計画の「計画事業」の評価を実施
「個別施策」の評価を試行として実施
外部評価委員会は、「行政評価の手法等の検証について」区長へ答
申した。
- ・平成30年度：「個別施策」、「計画事業」の評価及び「経常事業」の取組状況の確
認を実施
- ・令和元年度：第一次実行計画の「計画事業」の評価を実施
「個別施策」の評価及び「経常事業」の取組状況の確認を実施

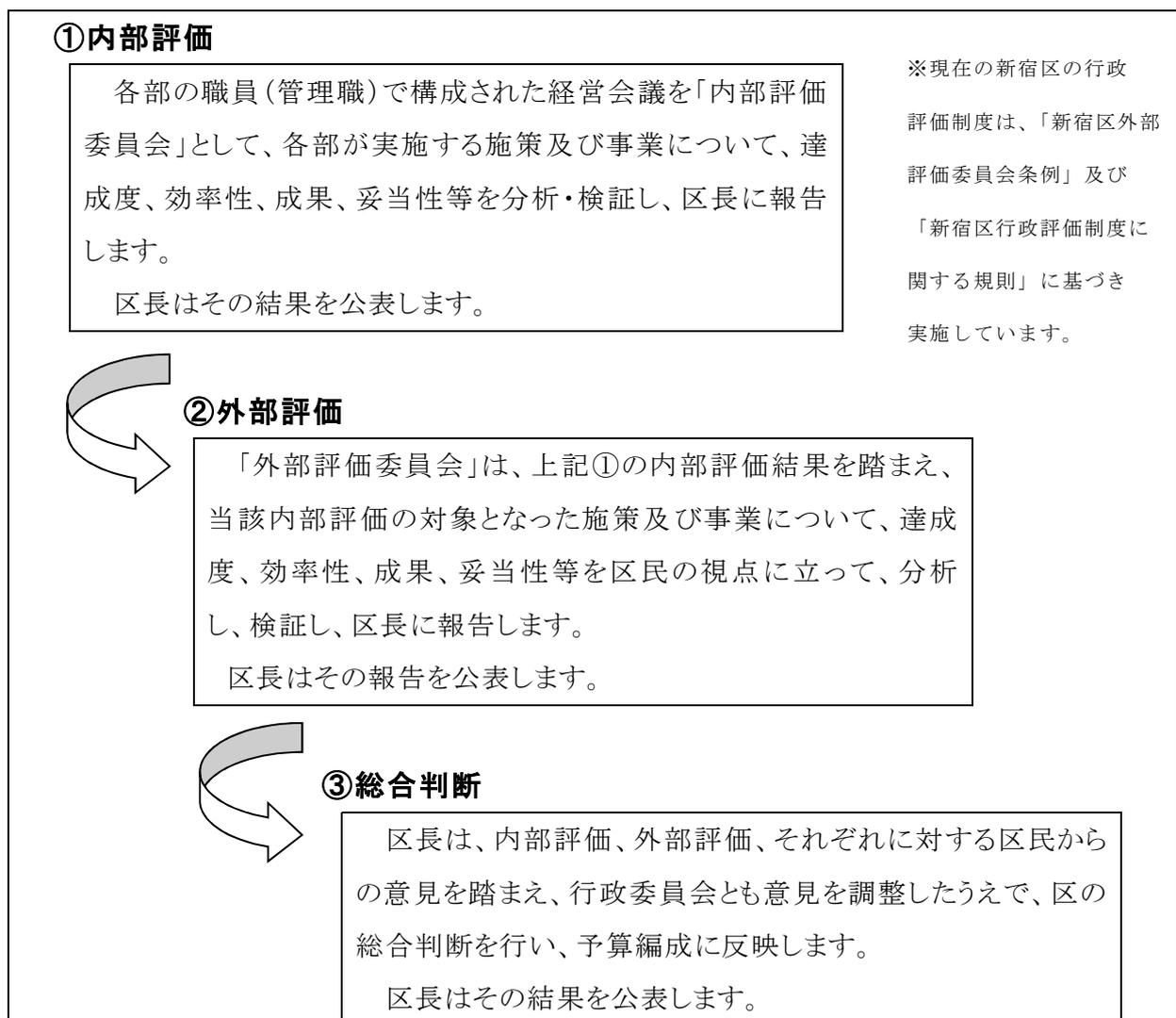
(3) 制度の概要

行政評価は、区政運営の意思決定サイクルの下に組み込まれています。

(図1 区政運営の意思決定サイクルと行政評価の流れ 参照)

また、行政評価には、各部の経営会議からなる内部評価委員会が実施する「内部評価」と、外部評価委員会が実施する「外部評価」があります。行政評価全体の流れは、図2 行政評価全体の流れのとおりです。

図2：行政評価全体の流れ



(4) 評価の対象

① 個別施策

総合計画の「**個別施策**」について、平成 30 年度から評価を実施しています。

「**個別施策**」の評価は、計画事業の評価を行った後に、個別施策を構成する個々の計画事業の評価内容や経常事業の取組状況を踏まえ、個別施策について、その達成度、効率性、成果、妥当性等の観点から評価を行い、今後の取組の方向性を整理していきます。

② 計画事業

区では、行政評価制度を活用して、総合計画の策定以降、実行計画の「**計画事業**」の全事業を対象として、事業の進捗管理と効果・効率的運用が図られているかを検証してきました。

「**計画事業**」の評価は、個々の事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等の観点から評価を行い、今後の方向性の見直しや取組方針を整理しています。

令和 2 年度は、令和元年度の実績に基づいて評価を実施しました。

令和 3 年度には、第一次実行計画終了年度である令和 2 年度の実績に基づいて、評価を実施することになります。

③ 経常事業

区が経常的に実施している事業で、この施策体系上の経常事業数は、約 500 事業あります

第二次実行計画期間（令和 3（2021）～5（2023）年度）の 3 年間において、「**個別施策**」の評価を行う際の参考情報として、個別施策を構成する個々の経常事業の取組状況の確認を行います。

（参考：第二次実行計画 507 事業 冊子：第二次実行計画』102 頁 参照）

2 行政評価制度における外部評価の役割について

(資料2「新宿区外部評価委員会条例」参照)

(1) 委員会設置の経緯と役割

- ・平成19年9月、区長の附属機関として新たに設置されました。
(新宿区基本構想審議会答申(平成19年2月)における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受けての設置)
- ・外部評価委員会の役割：
 - ①新宿区基本構想の「めざすまちの姿」の実現に向けて策定された、新宿区総合計画及び実行計画の進行管理を行うこと
 - ②行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保すること

(2) 所掌事務

- ・外部評価を実施し、評価の結果を区長に報告すること。
- ・その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(3) 委員会の構成

- ・学識経験者3名
- ・公募による区民6名
- ・区内各種団体の構成員6名

(4) 部会の設置

第一期～第四期においては、調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の3つの部会を置いた。

第1部会：まちづくり・環境・みどり

第2部会：福祉・子育て・教育・暮らし

第3部会：自治・コミュニティ・文化・観光・産業